

# 【LED 照明等節電促進助成金】

## 概要

- ・中小企業が、生産コストの上昇に対して、生産活動を続けながら電気の使用量を抑制する節電に取り組むことが重要であることに鑑み、中小企業者等が行う電力の効率的利用を図るための設備等の導入を支援し、もって、東京都内の中小企業の振興に資することを目的とした助成金事業。

## 条件

- ・東京都内において主たる業務として製造業を営んでいる中小企業であること  
※東京都内に本社があり、東京都外の工場に設置する場合は、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県及び山梨県に限り対象となります。
- ・東京都内で申請時まで1年以上の事業を営んでいること
- ・過去にこの助成金の交付を受けていないこと
- ・平成29年度以降に公社が実施している節電診断を受けていること
- ・公社が行う節電診断等の結果に基づき、節電対策設備を自社工場建物内に設置すること
- ・器具毎交換を実施すること  
※ニイヌマ製品において対象の製品は下記の通りです。

**高天井LED【SKY】・高天井LED【BRIGHT】・高天井LED【CORE】・高天井LED【High Grade】  
高天井LED【Value PLUS】・LED小型投光器・大型LED・LEDベースライト・直管型LED**

但し、ランプのみ交換の場合は対象外となる為、高天井LEDの口金タイプとアイボルトタイプ（全シリーズ）及び直管型LEDは器具とのセット交換の場合のみ対象となります。

## 助成措置

- ・助成率：助成対象経費の2分の1以内
- ・助成限度額：15,000,000円（下限300,000円） ※採択予定件数：50件  
※助成枠に達した場合は、早期に終了する事があります。

## 申請受付期間および申請先

- ・平成30年5月7日（月）～平成30年11月26日（月）

助成金申請前に節電促進アドバイザーによる節電診断が必要となります。

※節電診断申請書は東京都中小企業振興公社HPよりダウンロードできます。

申請受付は全て『予約制』です。

申請の際は必ず『東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備支援課』へ事前に連絡してください。

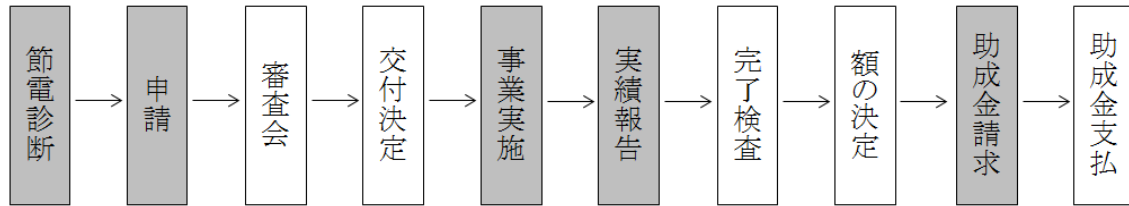
- ・申請先（申請時事前連絡先）

公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備支援課

TEL：03-3251-7889

メール：lease@tokyo.or.jp

## 事業スキーム



- ・灰色の部分は申請者が行う手続きです。

※申請書は東京都中小企業振興公社HPよりダウンロードし作成下さい。

- ・申請時には対象製品のPSE適合の証明となるカタログが必要となりますので弊社までご請求下さい。
- ・助成対象期間は交付決定日から4ヶ月以内です。工事期間にご注意下さい。
- ・助成事業完了後5年間、設備の稼働状況について報告義務があります。

## 注意事項

- ・助成金は、国・都道府県・区市町村からの補助金と重複して受けることは出来ません。
- ・助成金申請の手続きは必ず申請者本人が行ってください。原則、代理人による申請は行っておりません。
- ・提出書類の返却は出来かねますので予めご了承ください。
- ・見積金額や内容に過大とみなされる場合は申請内容を見直して頂きます。
- ・申請時または申請後、追加資料の提出および説明を求めることがあります。  
この場合、東京都中小企業振興公社から提出等の指示があった後、返答がなく1ヶ月を経過した場合は申請取消となる場合があります。
- ・助成対象設備の発注および設置工事は、当該補助金の交付決定日以降となります。
- ・交付決定から完了検査までの間に内容に相違があった場合、助成額が減少することとなります。  
やむを得ない変更等は必ず東京都中小企業振興公社へ連絡してください。

## お問合せ

- ・ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- ・東京都中小企業振興公社 TEL: 03-3251-7889